

名張市スポーツ振興審議会第2回全体会 会議録

日時：平成21年1月15日（木）午後7時～8時40分

場所：名張市役所2階庁議室

出席者：中森委員（会長）、橋岡委員（副会長）、川合委員（小委員会委員長）

叶委員、北森委員、古森委員、高槻委員、福森委員 8名

欠席者：上森委員、山本委員 2名

傍聴人：なし

事務局：田畑教育次長、福井室長、猪田

1 開会 福井室長より

2 審議会会長挨拶

小委員会（3回開催）で具体案を取りまとめていただいたので全体会で協議していただきたい。中期以降の具体的施策についての提言という形で年度内に一定の結論を出して市に答申書を提出していきたい。

3 小委員会からの報告について 川合小委員会委員長より

事前に送付した添付資料をもとに報告

名張市のスポーツ振興事業を取巻く現状と課題（P1～P4）

- ・P2 2（2）4～5行目 総合型地域スポーツクラブの会員数について08年度は1,100余名となり会員数が回復してきていることから、文書を修正する
- ・P4 6行目「使用料負担」 「使用料の増額負担」に訂正

小委員会が出された意見（まとめ）（P5～P7）

- ・P7 3（1）小体連組織の存在がないため、削除する。

スポーツ振興計画の見直し案（P8～P10）（計画書「基本的施策」P19～28との対応表）

- ・P8 1.（2）スポーツゲーム観る機会 スポーツゲームを観る機会に訂正
- ・P9 2.（3）「市民テニスコートの改修（3次）」 （3次）を削除し、後期見直し案にも「市民テニスコートの改修」を入れる。
- ・「その他スポーツ施設の整備検討」を後期見直し案にも入れる。

「中期目標」以降の懸案事業に対する提言（案）（P11～P12）

4 質疑（委員から出された意見等）

- ・今の市の現状では、後退せざるを得ない答申となる。その中でどれだけ維持してもらっているのかの認識を表現していくべきである。
- ・見直さなければいけない必要性に迫られ、諮問されたことも答申書に記載する必要がある。
- ・財政状況が厳しい現状であることを前提にした答申となる

- ・ 施設整備の計画が成立しないと全ての計画に影響する。
- ・ 安全性の確保・・・老朽化の整備が重要であることを強調しても良いのではないか？
設置者としての責任、最低限のメンテナンスはやりなさい。
いつかの時点では整備しなければいけないということ表現することが必要である。
- ・ 市の課題が多い中で担当部局の体制が統合され、薄くなっていく中でこの見直し計画は実施できるのか？ 最前線からの引き揚げであるが、担当は残る。それに代わる組織、実施体制（総合型地域スポーツクラブ）をつくっていくことになるが、それが総合型の財源確保にもつながり運営強化を図ることになる。

5 見直し答申書の記載内容（案）について（P13～P14）

- ・ 4 「提案並びに意見」 「提言」 に修正

6 答申書提出スケジュール、次回審議会について

今日の意見をまとめたものを、確認、検討（最終審議3月初旬）いただいた後に答申書を完成させ、3月議会中に市へ答申書を提出する。

7 その他

名張市スポーツ振興審議会
第2回全体会事項書

と き：平成21年1月15日(木)
午後7時～9時まで
ところ：市役所2階庁議室

1 開会

2 審議会会長挨拶

3 小委員会からの報告について

事前に送付した添付資料をもとに報告

- ・名張市のスポーツ振興事業を取巻く現状と課題
- ・小委員会で作された意見(まとめ)
- ・スポーツ振興計画の見直し案
(計画書「基本的施策」P19～28との対応表)
- ・「中期目標」以降の懸案事業に対する提言(案)

4 質疑

5 見直し答申書の記載内容(案)について

6 答申書提出スケジュール、次回審議会について

7 その他

《添付書類》

- 1 名張市のスポーツ振興事業を取巻く現状と課題・・・P 1～4
- 2 小委員会が出された意見（まとめ）・・・P 5～7
- 3 スポーツ振興計画の見直し案・・・P 8～10
（計画書「基本的施策」P19～28との対応表）
- 4 「中期目標」以降の懸案事項に対する提言（案）・・・P 11～12
- 5 名張市スポーツ振興計画の見直し答申書の記載内容（案）・・・P 13～14
- 6 スポーツ振興審議会への今回の諮問内容について・・・P 15～16
（裏面）名張市スポーツ振興計画の「中期以降における懸案施策推進方針の明確化」

名張市のスポーツ振興事業を取巻く現状と課題

1 体育施設の整備拡充について

(1) 老朽化が進む体育施設

名張中央公園を拠点とした総合体育館をはじめとする体育施設は、竣工から 30 年以上を経過して大規模な改修が必要となっている施設も少なくない。小規模な改修や利用者の安全を確保するための最低限の修繕実績は別添「社会体育施設の概要」のとおりである。

中央公園内における主要施設の現状は次のとおりである。

- ・ 耐用年数が既に経過している水泳プールは、他の施設に比べ管理リスクが高いことや開場期間が短いことから経営効率が悪く、今後の存続についての判断を必要とする施設でもある。
- ・ 陸上競技場は、競技施設としての維持管理を必要としているが、老朽化が進んでいるため、選手の競技力の向上を目標としたトレーニングを行うことや県大会以上の大会が誘致できない状態となっている。4 種公認競技場認定の申請を見送った平成 15 年度以降、トレーニングを主体とする利用者やフィールド内の多目的利用者が安全に使用できる環境を保つための管理にシフトしている。
- ・ 総合体育館は、天井面や壁面・内装のはがれ、給排水設備やシャワー施設、更衣室など付帯設備の老朽化など、躯体そのものに関わる大規模な修繕を必要としている。
- ・ テニスコートは、アスファルト系コート面の亀裂が著しい。はがれやしつこい水垢が目立ち、安全面の確保に対してのリスクが大きい。
- ・ 野球場は、内野の排水機能と土の配合レベルの低下による根本的な改善が必要である。また、バックスクリーンやフェンスなどの全面的な塗装工事、一部フェンスへの安全ラバー設置など安全管理上の問題箇所が多い。

(2) スポーツ施設の整備要望

現振興計画の基礎資料となった「スポーツに関する市民意識調査」結果において「スポーツを行いたいときに問題となること」のトップは「スポーツをする施設・場所がない」の 40.8%、「整備してほしい施設」は「温水プール（37.5%）」「多目的グラウンド（33.3%）」「体育館（32.4%）」が群を抜く。

いずれも大規模改修を必要としている老朽化施設に一致している。

(3) 施策目標見直しの必要性

こうした施設の年次的な整備充実は、現振興計画に掲載されているところであるが、施策の厳しい選択と積極的な財源確保を柱とし収支見通しに対する方策を明らかにした市の「中期財政見通し」（見通しの期間：平成 21 年度～25 年度までの 5 ヶ年）を尊重する中であっては振興計画中期以降の施策目標は見直さざるを得ない現状にある。

2 地域スポーツ、生涯スポーツの推進

(1) 健康づくりと生涯スポーツの関係

生涯現役社会において健康づくりは、豊かで充実した生活や人生をおくるための重要な取り組みのひとつである。特に今日では運動不足や過剰な栄養、ストレスなどが誘因となる生活習慣病が健康をおびやかす最大の要因とも言われ、運動やスポーツを積極的に取り入れて健康的なライフスタイルを確立する努力が求められている。市民一人ひとりが自身の健康状態に対する意識を高め、健康の維持増進への取り組みが行える環境づくりをスポーツ振興施策、健康福祉施策の両面で関連づけながら展開しているところである。

(2) 総合型地域スポーツクラブの現状評価と役割

生涯スポーツの推奨と地域スポーツの普及を目的として平成 17 年 3 月に設立された「なばり総合型地域スポーツクラブ」が果たすべき役割は、市民の誰もが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめる環境づくりを行うことである。

設立以降 3 ヶ年間の普及の成果を入会会員数で見ると、2009 年度目標値 1,000 人は 06 年度に一旦クリアをしたが、07 年度に 866 人まで減少している。設立当初からクラブ育成のため、政策として体育施設の管理業務受託を財源とした運営を図ってきたが、管理業務による収入に頼ることなくスポーツ振興に関わる自主事業による収益でクラブ運営を行っていくためには、こうした会員獲得に対する経営努力を継続するとともに、魅力ある企画を提供していくことが望まれる。

また、市内各地区においてスポーツ活動を普及するためには、一般的に総合型地域スポーツクラブの場合、中学校区単位程度の区域での組織づくりを目標として活動を始め、その集合体を中央に設置しているのが通例であるが、同クラブでは、活動の中心が中央ブロックにとどまり各地区における組織づくりが遅れているのが現状だ。市のスポーツ施策を展開していくうえにおいて、多くの市民が気軽にスポーツに親しめる機会の提供やスポーツに対する関心を喚起するためには、同クラブの役割が今後益々重要となってくるものと思われる。

(3) 体育指導委員の役割

もうひとつ地域スポーツの振興のために欠かせないのが体育指導委員の存在である。その人材登用に当たっては地区や職域などから熱意を持った委員を推薦いただき、現在 30 名の方々に委嘱しているところである。

これら指導委員により指導委員協議会が構成され、主催行事や他団体との協働による市民向けイベントが開催されており、その知名度を高めることで指導機会を増加させている。また、指導者研修会も企画されており、委員としての資質の向上にも努められている。

今後は、地区住民と接する機会が設けやすい立場にある指導委員協議会の利点を活かし、なばり総合型地域スポーツクラブとの協力体制を確立することで相互の課題が克服され、一層指導力を発揮していただけるものと期待している。

3 スポーツ関係団体の自立と協調が必要となる今後の展望について

(1) 組織統合によるスポーツ振興室の現場管理・指導体制について

市の組織機構の見直しにより、平成 21 年度からスポーツ振興室は生涯学習室に統合される予定で、現場における施設管理や体育指導における職員配置の体制を変更することになる。このため、これまで市が直営で行ってきたスポーツプログラムの一部は、外部委託に頼らざるを得ない状況となる。

(2) スポーツプログラム事業の受託によるスポーツ関係団体の運営

スポーツ振興室の組織統合により、スポーツ関連団体の自主自立が不可欠となる。とりわけ、スポーツ振興室が人的な支援により事務局運営の一端を担っている団体については、平成 20 年度当初から自主運営への移行体制を執るよう努力いただいているところである。

また、市の運営補助金廃止の方針が決定しているため、諸団体はこれに変わる財源確保としてこれまで市と協働して行ってきたスポーツプログラムの一部を受託するなどして、実態のある事業の実施による財源の確保を行い、団体の運営を支えていかなければいけないことになる。

(3) なばり総合型地域スポーツクラブとスポーツ関連団体との協調体制の確立

同クラブの運営を維持していくためには、財源が確保できる事業を企画し実施する能力を身に付けていかなければならない。

限られたスタッフの中ではこれを実践することが困難なことから、自らのスポーツプログラムや市の受託業務を展開する上においては、企画段階から他のスポーツ関連団体もつノウハウを利用しその団体と協調しながら進めていく手法を取り入れることが望ましいと考える。このことにより、指導者の技術的レベルが高まり、そのプログラムは一層魅力あるものとなり、利用者の満足感がクラブ収益にも結びつく。

また、この協調は協調する団体にとっても市からの受託業務として認められるものとして事業化をはかるのであれば、団体運営の支えともなりえる。種目別スポーツの普及にとどまるだけでなく、競技スポーツの向上に繋がる事業としても期待ができると思う。

4 スポーツ関連事業に対する財源確保の課題

体育施設の整備やスポーツ関連事業への支援に対する財源をどのようにして確保していくのか、そのうえで必要性、緊急性が高い事業を優先して実施していけるような年次的目標を掲げることが急務である。

例)

- ・ 老朽化が進む施設においては、指定管理者制度による施設管理により利用料金制を採用することが適正なのかどうか、従来どおり使用料収入を市が得て技術

力の高い管理会社へ一般競争入札により業務委託すべきではないのかなど、次回の指定管理協定更新時までには施設管理業務における実施結果の検証を行う。

- ・ それぞれの施設で設定している施設使用料金は適正なのか、減免規定の適用の見直しを必要とするものがあるのではないか。
- ・ 使用料を予算充当する事業を特定化・明確化して、これを施設整備に還元していくことの理解を利用者に求め、使用料負担をお願いする。
- ・ 施設に対する命名権の設定を承認する。
- ・ フェンス、壁への広告掲載を許可する。
- ・ 公園内空きスペースでの営業許可、貸店舗使用料の見直しなど、財源確保ができるものは施設利用規定を緩和する など

5 スポーツリーダーバンク制度の普及

青少年に対する適正な指導をはじめとし、競技スポーツの推進に欠かせないスポーツ指導者協議会の機能が十分果たされていない現状である。また、スポーツリーダーバンクについては、告知不足により利用が伸び悩んでいる状況にあり、これらに対する対応が行えていない。

今後は、なにより総合型地域スポーツクラブやスポーツ関連団体の事業取組みを中心に利用を浸透させ、定着化させることにより、それら団体から利用促進のための発信に結びつけることが日常的となるような仕組みを確立したい。

名張市スポーツ振興審議会小委員会が出された意見（まとめ）

小委員メンバー：叶委員、川合委員、北森委員、中森委員、橋岡委員、山本委員 6名

第1回小委員会

日時：平成20年8月26日（火）午後7時～9時10分 場所：名張市役所2階庁議室

中・後期の主な施策の方向性を見直し作業に入る前に「名張市のスポーツ振興事業を取巻く現状と課題」についての検証

- ・ 名張市の中期財政見通しを踏まえた上での見直しとなることを確認する。
- ・ スポーツ振興室の生涯学習室への統合＝事業も縮小ではない。総合型はスポーツ振興室が体育館から引き上げるにあたり、スポーツプログラム事業も担い本来業務を行うべきと考える。
- ・ 施設現場からスポーツ振興室が引き上げるにあたって、総合型はスポーツプログラムの受け皿となり活動していくことで再生は可能であると考え。
- ・ 体協やレク協の事務局もスポーツ振興室となっているが、今後はこれらも総合型で担っていくことで、指導者確保も容易になると考える。
- ・ スポーツする場所がないというのは身近にないという意味だと思うが、今の市民ニーズは、キレイな場所に集まる。施設の老朽化が総合型離れにも繋がっているものと考え。
- ・ 総合型は本来ならマネジメントのみを行い、施設管理は外部委託しておけばよかったのだが、廉価主義、自前管理に奔走したことでクラブ離れ、会員離れを招いたのではないかと。
- ・ 施設整備については、新設や大改修だけではなく、今ある体育施設のほか、市内小中学校、民間（スポーツクラブ）の施設等を有効的に活用することも手法のひとつと考えられる。
- ・ 多目的グラウンドの設置は、他の事業で市の遊休地利用を図る際、その中で計画し、整備していくことが効率的であると思われる。
- ・ 総合型の立ち上げでは体協、レク協、体指、指導者協議会を母体としてできたが、今や、まったく独立した組織として関係団体との連携も薄れ、一人歩きをしまっている。
- ・ 総合型は中学校区単位が理想。いつの間にか一本化され、地域での組織が難しくなった。

第2回小委員会

日時：平成20年10月8日（火）午後7時～9時 場所：名張市役所2階庁議室

基本的施策の見直し案の作成について

基本的施策

1. スポーツに親しむ環境づくりについて

(1) スポーツ活動推進体制の整備

- ・ 総合型は、中央ブロックの組織は充実してきたが、小中学校区単位での組織については市内全域での設立には至っていない
- ・ 総合型は本来、地区別の組織ができ、それらの集合体として中央ブロックがあるというのが理想であるが、現状は中央ブロックでの活動が中心となっている。将来的には各地区での設立を目標にすることになるが、現状を認識した上で、名張市における総合型地域スポーツクラブのあり方も含めて検討していく必要がある。
- ・ インターネット活用による情報提供は、発信が中心となっているが、今後、それらの充実と

あわせて、受信サービスの拡大も図っていく必要がある。

- ・ スポーツ健康都市宣言については、節目の年がタイムリーと考えられるため、名張市の遺暦にあたる60周年事業に位置づける。

(2) スポーツ活動の機会提供

- ・ ウォーキングコースマップを今後は、市民の健康づくりはもとより市外、県外にも発信して名張をPRする一つの手段としての活用も図っていくことが必要である
- ・ 健康増進のみならず、子どもの安全確保、安心して暮らせるまちづくりを目指したコース等、新しいウォーキングコースの設定や、ジョギングコースの整備が求められている。
- ・ 体育・健康フェスタのマンネリ化の傾向は否めず、実施日も含めて規模・内容について再検討しながら、拡大・拡充していくことが求められている。
- ・ トップレベルのプレーを生で見ることは、市民に勇気と感動を与えるだけでなく、競技力の向上にもつながることから、これらの大会を見ることができるとともに連携を図っていく必要がある。
- ・ 企業の積極的なスポーツ活動への参加・参画を働きかけるとともに連携を図っていく必要がある。

(3) 指導者の養成・確保

- ・ スポーツ指導者協議会は機能していない。また、リーダーバンクの活用もされていない。今後は、組織、制度の見直しや効果的な活用が図れるような施策展開望まれる。
- ・ 体育指導委員の公募について検討するのではなく、充実していくためにはどうすればよいかを検討するべきである。

(4) 体育施設の整備充実

- ・ シルバースポーツ大学についてはハード面の整備をするものではないことから、シルバースポーツの普及並びにシルバースポーツ指導者の養成を図るということを(2)スポーツ活動の機会提供、(3)指導者の養成・確保に新規項目として盛り込むべきと考える。
- ・ 学校のクラブハウスの整備については、総合型地域スポーツクラブの方向性が変わってきたことから必要ないと考える。
- ・ 多目的広場の整備については、美旗方面の市有地についての活用が考えられる。
- ・ 市民プールは老朽化が著しいことから、現施設の改修のほか、民間施設の活用も含めた整備について検討する必要がある。
- ・ ウォーキングコースはマップの作成はされたが、体育施設としてのコース整備には至っていないため検討する必要がある。
- ・ 宿泊研修施設の整備については、少子化による学校の統廃合が今後、進むと考えられることから、空き教室を利用するなどしての整備検討が必要である。

第3回小委員会

日時：平成20年11月18日(火)午後7時分～9時20分 場所：名張市役所2階庁議室

基本的施策の見直し案の作成について(第2回小委員会のつづき)

基本的施策

2. 競技スポーツの推進

(1) 体力向上体制の整備

- ・ 「小・中・高の一貫指導の徹底」については、ジュニアを対象としたスポーツ教室等も開設されるようになり着実に進んできている。そんな中においては徹底という表現ではなく推進とするほうが適切と考える。

- ・ 優秀選手制度の表彰については、要綱が設置されており今後も継続していくべきである。

(2) 指導者の養成

- ・ リーダーバンクは設置の目的である活用に向けた取り組みが必要となる。
- ・ 公認指導者の養成については、市単独での養成事業は難しいと考えられることから、体協やレク協等が実施する養成事業への参加促進やその支援への取り組みとする。
- ・ 競技大会への派遣助成については、体育協会では規定が整備されているが、市は秘書室での対応ということで市長表敬訪問があれば、県大会であっても激励金を交付しているのが現状であり要綱等の規定は設けていない。新年度までには整理した上で要綱を定めスポーツでの予算化を考えている。中期では助成制度の見直しとする。

(3) 競技施設の完備

- ・ 財政状況の変化に伴い、目標を大幅に修正する必要がある。特に中期は最も厳しい時期であり施設整備は難しいことから検討期間とする。
- ・ 市民陸上競技場、市民野球場の改修整備は延伸する方向に変えていく。
- ・ アーチェリー場については浄化センター（いきいき横）もその候補地となるが、下水処理計画の進捗とにらみ合わせての整備を検討していくことになる。
- ・ 市民テニスコートは第1次（G・H・I）第2次（E・F）が完了しているがC・D、A・Bが残っており、これを第3次改修とする。
- ・ 総合体育館については、大規模なメンテナンスを考える前に安全で安心した利用ができることを最優先課題とし、まずは、耐震診断した上で改修の検討をする必要がある。
- ・ 中期で「検討」としたものについては、後期で実現が可能かどうかは別にして、「整備」「改良」として審議会は提唱していくべきと考える。
- ・ 相撲のほかにも名張市であまり行われていない種目（市体協への加盟がない種目）は沢山あることから、相撲場に限っての整備ではなく、その他スポーツ施設の整備検討とする（建設の検討ではない）。
- ・ 整備する上ではどうしても財源が伴うわけだが、生み出せるものがないかを含めた検討が必要になる。使用料の見直しや命名権、民間活力導入（PFI）などが考えられる。使用料の見直しにあたっては、指定管理者制度における利用料金制の扱いについて、使用料のすべてを指定管理の中に入れるのではなく一部は施設整備のための基金積み立て的な徴収方法もある。
- ・ 中期では整備計画の策定、後期には実施計画を樹立し、その中で市民・利用者ニーズとも照らし合わせて、順位付けした上での整備を図っていく必要がある。

3. 学校体育・スポーツの充実

(1) 学校関係体育団体との連携支援

- ・ 中体連や小体連において取り組まれており、今後も継続した取り組みが必要となる。

(2) 体力向上の推進

- ・ 体育的なことだけを掲げているが、食育を中心とした健康面も体力向上には欠かすことができないと考えられる。体育授業となっている表現を保健体育授業とする。
- ・ 体育指導ができる教師数は十分なのか？体育教師の人数や割り振りが学校によって偏りがあるのでは？現場の状況も確認しながら、指導体制の充実を図っていく必要があると考える。

(3) 運動部活動の支援

- ・ 休養日の設定については、あえて目標として掲げることではないので削除する。
- ・ 学校の部活動以外で活動する機会も増えてきた現状からすれば、学校に限らずこれらの活動も含めた表現としていく。

スポーツ振興計画の進捗状況（スポーツ振興計画「基本的施策」P19～P28）

第2、3回小委員会審議資料（まとめ）

1. スポーツに親しむ環境づくり

(1) スポーツ活動推進体制の整備充実

《主な施策の方向性》

期	前期（H16年度～H19年度）		中期（H20年度～H23年度）		後期（H24年度～H27年度）	
	目 標	実施結果	目 標	見直し案	目 標	見直し案
目 標	-		・スポーツ振興基金の創設検討	（後期へ）	・スポーツ振興基金の創設	・スポーツ振興基金の創設検討
	-		・スポーツ健康都市宣言	・スポーツ健康都市宣言の検討 （実態が伴う計画を検討）	-	・スポーツ健康都市宣言 H26年（市制60周年）
	・体育施設の民間委託		-		-	
	・スポーツNPOの認証支援		-		-	
	・総合型地域スポーツクラブ創設支援 ・モデル地区指定の実施		・総合型地域スポーツクラブの拡充とクラブハウスの整備促進	・総合型地域スポーツクラブと市民スポーツの連携（内容の充実）	・総合型地域スポーツクラブの拡充とクラブハウスの整備促進	・総合型地域スポーツクラブと市民スポーツの連携強化（拡大、拡充）
・インターネット活用による情報の提供		・インターネット活用による情報の提供	・インターネット活用による双方向性をもった情報提供の充実	・インターネット活用による情報の提供	・インターネット活用による双方向性をもった情報提供の充実	

(2) スポーツ活動の機会提供

《主な施策の方向性》

期	前期（H16年度～H19年度）		中期（H20年度～H23年度）		後期（H24年度～H27年度）	
	目 標	実施結果	目 標	見直し案	目 標	見直し案
目 標	・主催スポーツ教室の精査検討		・主催スポーツ教室の充実と定着化		・主催スポーツ教室の充実と定着化	
	・ニュースポーツの導入		・ニュースポーツの啓蒙奨励	・ニュースポーツの啓発、普及	・ニュースポーツの活性化	
	・ウォーキングコースマップの作成		・ウォーキングコースマップの活用	・ウォーキングコースマップの活用への工夫（イベント開催など）	・ウォーキングコースマップの活用	・ウォーキングコースマップの活用とコースの拡大
	・総合型地域スポーツクラブの大会等への参入検討		・総合型地域スポーツクラブの大会等への参入・協力・連携	・市と総合型地域スポーツクラブとの連携	・総合型地域スポーツクラブの大会等への参入・協力・連携	・市と総合型地域スポーツクラブとの連携の充実
	・体育・健康フェスタの拡充		・体育・健康フェスタの拡充	・体育・健康フェスタの継続に向けての再検討	・体育・健康フェスタの拡充	・体育・健康フェスタの充実
	・実業団リーグ等の誘致		・実業団リーグ等の誘致	・トップレベルのスポーツゲーム観る機会の提供	・実業団リーグ等の誘致	・トップレベルのスポーツゲーム観る機会の提供
	・企業スポーツ連絡会結成への検討	x	・企業スポーツ連絡会の設立準備	・スポーツ活動を通じ地元企業との連携を図る（企業側への関心喚起の働きかけ）	・企業スポーツ連絡会の設立	・スポーツ活動を通じ地元企業との連携を図る
				（新規）・ジョギングコースマップの検討 （新規）・シルバースポーツの普及		（新規）・ジョギングコースマップの作成 （新規）・シルバースポーツの普及

(3) 指導者の養成・確保

《主な施策の方向性》

期	前期（H16年度～H19年度）		中期（H20年度～H23年度）		後期（H24年度～H27年度）	
	目 標	実施結果	目 標	見直し案	目 標	見直し案
目 標	・スポーツ指導者の発掘と養成		・スポーツ指導者の発掘と養成		・スポーツ指導者の発掘と養成	
	・スポーツ指導者協議会の拡充		・スポーツ指導者協議会の拡充	・スポーツ指導者協議会及びスポーツリーダーバンクのあり方の見直し	・スポーツ指導者協議会の拡充	
	・スポーツリーダーバンクの整備充実と効果的活用		・スポーツリーダーバンクの整備充実と効果的活用		・スポーツリーダーバンクの整備充実と効果的活用	・スポーツリーダーバンクの活用
	・スポーツ医科学講習会などの研修事業の充実		・スポーツ医科学講習会などの研修事業の充実		・スポーツ医科学講習会などの研修事業の充実	
	・体育指導委員の充実と公募の検討		・体育指導委員の公募	・体育指導委員の充実のための検討（人数・地域指導員の増強など）	・体育指導委員の公募	・体育指導委員の充実
			（新規）・シルバースポーツ指導者の養成		（新規）・シルバースポーツ指導者の養成	

(4) 体育施設の整備充実

《主な施策の方向性》

期	前期 (H16年度～H19年度)		中期 (H20年度～H23年度)		後期 (H24年度～H27年度)	
	目 標	実施結果	目 標	見直し案	目 標	見直し案
目 標	-		・宿泊研修施設の整備検討	・宿泊研修施設の整備検討 (小規模小学校の廃校利用)	・宿泊研修施設の整備	・宿泊研修施設の整備促進
	・ウォーキングコースなどの実施設計の作成	×	・ウォーキングコースなどの整備	・ウォーキングコースなどの実施設計の作成	・ウォーキングコース周辺環境整備促進	・ウォーキングコースなどの整備
	・シルバースポーツ大学の誘致準備	方針変更	・シルバースポーツ大学の誘致	(削除)	-	
	・学校にクラブハウス等の整備充実		・学校にクラブハウス等の整備充実	(削除)	・学校にクラブハウス等の整備充実	(削除)
	・多目的広場予定調査	×	・多目的広場の整備	・多目的広場の整備の検討	・多目的広場の付帯設備充実	・多目的広場の整備
	・市民プールの改良・整備検討		・市民プールの改良・整備	・市民プールの利用手法を含めた整備検討		・市民プールの整備

2. 競技スポーツの推進

(1) 競技力向上体制の整備

《主な施策の方向性》

期	前期 (H16年度～H19年度)		中期 (H20年度～H23年度)		後期 (H24年度～H27年度)	
	目 標	実施結果	目 標	見直し案	目 標	見直し案
目 標	・小・中・高の一貫指導の徹底		・小・中・高の一貫指導の徹底	・小・中・高の一貫指導の推進	・小・中・高の一貫指導の徹底	・小・中・高の一貫指導の推進
	・市民総合体育大会等の充実		・市民総合体育大会等の充実		・市民総合体育大会等の充実	
	・全国規模の高レベルの大会の誘致		・全国規模の高レベルの大会の誘致		・全国規模の高レベルの大会の誘致	
	・優秀選手表彰制度の充実		・優秀選手表彰制度の充実		・優秀選手表彰制度の充実	

(2) 指導者の養成

《主な施策の方向性》

期	前期 (H16年度～H19年度)		中期 (H20年度～H23年度)		後期 (H24年度～H27年度)	
	目 標	実施結果	目 標	見直し案	目 標	見直し案
目 標	・スポーツリーダーバンクの見直し		・スポーツリーダーバンクの充実	・スポーツリーダーバンクの再見直し	・スポーツリーダーバンクの充実	・スポーツリーダーバンクの活用
	・公認指導者の養成		・公認指導者の養成	・公認指導者の養成機会の提供	・公認指導者の養成	・公認指導者の養成支援
	・競技大会への派遣助成の充実		・競技大会への派遣助成の充実	・競技大会への派遣助成の見直し	・競技大会への派遣助成の充実	・競技大会への派遣助成

第2回小委員会

(3) 競技施設の完備

《主な施策の方向性》

第3回小委員会

期	前期 (H16年度～H19年度)		中期 (H20年度～H23年度)		後期 (H24年度～H27年度)	
	目 標	実施結果	目 標	見直し案	目 標	見直し案
目 標	・武道館の建設		-		-	
	-		-	・総合体育館の改修検討(耐震化を含む)	・総合体育館の改修	
	-		・市民野球場の改修	(後期へ)	-	・市民野球場の改修検討
	・市民陸上競技場の改修	×	-	・市民陸上競技場の改修検討	-	・市民陸上競技場の改修・整備
	・アーチェリー場の整備検討		・アーチェリー場の整備	・アーチェリー場の整備検討	-	・アーチェリー場の整備
	・市民テニスコートの改修		・市民テニスコートの改修	・市民テニスコートの改修(3次)	-	
			・相撲場の整備検討	(削除 その他スポーツ施設整備検討とする)	・相撲場の整備	(削除)
				(新規) ・その他スポーツ施設の整備検討		
			(新規) ・整備計画の策定 (管理手法、財源確保案等を含む)		(新規) ・実施計画の樹立	

3. 学校体育・スポーツの充実

(1) 学校関係体育団体との連携支援

《主な施策の方向性》

	前期 (H16年度～H19年度)		中期 (H20年度～H23年度)		後期 (H24年度～H27年度)	
	目標	実施結果	目標	見直し案	目標	見直し案
目標	・学校関係体育団体の運営費助成、連携の強化		・学校関係体育団体の運営費助成、連携の強化		・学校関係体育団体の運営費助成、連携の強化	
	・小・中学校等各種大会開催支援		・小・中学校等各種大会開催支援		・小・中学校等各種大会開催支援	
	・全国大会への選手派遣費に対する助成		・全国大会への選手派遣費に対する助成		・全国大会への選手派遣費に対する助成	

(2) 体力向上の推進

《主な施策の方向性》

期	前期 (H16年度～H19年度)		中期 (H20年度～H23年度)		後期 (H24年度～H27年度)	
	目標	実施結果	目標	見直し案	目標	見直し案
目標	・体力・運動能力テストの実施と活用		・体力・運動能力テストの実施と活用		・体力・運動能力テストの実施と活用	
	・児童生徒がスポーツに親しめるような体育授業の充実		・児童生徒がスポーツに親しめるような体育授業の充実		・児童生徒がスポーツに親しめるような体育授業の充実	
	・体育授業の充実のための小・中学校の体育研究		・体育授業の充実のための小・中学校の体育研究	・保健体育授業の充実のための小・中学校の体育研究	・体育授業の充実のための小・中学校の体育研究	・保健体育授業の充実のための小・中学校の体育研究
			(新規) ・保健体育指導体制の充実		(新規) ・保健体育指導体制の充実	

(3) 運動部活動の支援

《主な施策の方向性》

期	前期 (H16年度～H19年度)		中期 (H20年度～H23年度)		後期 (H24年度～H27年度)	
	目標	実施結果	目標	見直し案	目標	見直し案
目標	・三重県等が開催する講習会等への参加促進		・三重県等が開催する講習会等への参加促進		・三重県等が開催する講習会等への参加促進	
	・生徒の自主性による運動部活動の活性化		・生徒の自主性による運動部活動の活性化		・生徒の自主性による運動部活動の活性化	
	・休養日の設定によるゆとりある活動の推進		・休養日の設定によるゆとりある活動の推進	(削除)	・休養日の設定によるゆとりある活動の推進	(削除)
	・総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団との交流促進		・総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団との交流促進	・総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、種目団体との連携や交流促進	・総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団との交流促進	・総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、種目団体との連携や交流促進

凡例

実施結果	達成できた
	概ね達成できた
	進行中、一部達成
x	達成できなかった
目標	- 現計画に設定なし
見直し案	目標どおり(見直しなし)

「中期目標」以降の懸案事業に対する提言

1. 老朽化が進む体育施設の整備充実について

体育施設の整備は、前期目標の設定時から長引く財政事情の厳しさの中で「いきいき」の建設を除けば、通年の維持管理経費の縮小努力に加えて、最低限の投資による修繕にとどめられてきた状況を理解するところであります。老朽施設を維持していかなければならない現状では、こうした手法による環境整備が財政的にも精一杯のところでの事業化であったと評価せざるをえません。

中期目標以降における体育施設の整備については、引続き大規模な改修・整備の要望がある施設であっても財源見通しが立たない場合には、良好なプレー環境を維持していくことにとどめるという判断が必要であるということに変わりはないと考えます。

なお、中期以降の計画実施においては、一般財源に頼るだけでなく、施設の命名権の設定や広告看板の掲出許可、商業目的の施設利用条件の緩和などを取り入れた施設利用料金の見直しをはかり、積極的な新規財源の確保に努められ、これらを特定財源化し施設整備事業に充てていくなど、経営者感覚を持って課題の克服に努力されることを提言いたします。

2. 競技スポーツの推進、競技力の向上について

子どもたちの競技力の向上のみならず人格形成にもスポーツが果たす役割は大きいと考えます。そのためにもジュニア期からの一貫した指導が必要です。しかし、発育や発達段階に応じた適正な指導をはじめ、競技スポーツの推進に欠かせない指導者の派遣などを目的としたスポーツ指導者協議会やスポーツリーダーバンクの機能が十分果たされていないと思われまます。告知不足により利用が伸び悩んでいる状況でもあり、対応が望まれません。なにより総合型地域スポーツクラブや体育協会などスポーツ関連団体の事業取組みにおいて利用を浸透させ、指導者養成をはかることでその裾野を広げ、それら団体から利用促進のための働きかけが行えるような仕組みも必要ではないかと考えます。

また、競技者の育成にあたっては、利用施設が整備されていることとの深い関わりが指摘されています。厳しい財政事情の中でこの子どもたちのために施設整備を実施していくにあっては、何ができるのか、どのような工夫をすれば対応できるのかということを考えていかなければなりません。例えば、民間のスポーツクラブや企業、地域の方々などに対して、子どもたちの競技力向上という共通の意識と関心を喚起しながら、施設の利用協

力を求めるなど間接的な応援をしていただくことも必要ではないでしょうか。加えて、子どもたちにスポーツの喜びと感動を与えることが、競技人口の底辺拡大とともに競技力の向上にも効果的とされていることから、全日本級以上のスポーツ大会の誘致や有名選手との交流などが、企業や経済関係団体などによる企画や参画で開催されるよう望みます。市民あげて様々な形でのスポーツによる地域貢献が可能となるような環境づくりを市に期待いたしております。

3. 生涯スポーツ社会の実現に向けて

生涯現役社会を構築するうえで健康づくりを推進することとあいまって生涯スポーツ社会の実現がますます近いものになりつつあるように感じます。年齢層を問わず多くの市民にスポーツを親しんでもらえる機会を提供されますよう、そのことを福祉施策とともに政策的に展開されますことを期待いたします。

生涯スポーツのコンセプトともなっている「いつでも、だれでも、いつまでも」を实践するうえにおいては、その主軸となるべき総合型地域スポーツクラブと市やスポーツ関係団体がこれまで以上の連携のもと、協働体制で臨まれることが必要であると感じています。

こうした取組みの成果を見極めながら、「スポーツ健康都市宣言」が制定できるにふさわしい生涯スポーツ社会を名張市は築いていかなければならないと考えます。

名張市スポーツ振興計画の見直し答申書の記載内容（案）

1. 答申書作成の主旨

今回の審議会では、現スポーツ振興計画の「基本的施策」の内《主な施策の方向性》について、掲載されている項目ごとに見直し案の検討を行い、意見と提案を申し上げました。これをまとめ、諮問回答として答申させていただきたいと考えております。

2. 名張市のスポーツ振興事業を取巻く現状と課題について

市民スポーツの現状については、前期目標分(平成16年～19年)の検証・評価結果を市のスポーツ事情に通じた委員(小委員会)の評価と担当職員からの聴き取りにより委員なりの視点で把握し、重要と考える部分についてのみ文章化しております。

このことについては、審議の中で各委員の共通認識として必要となるため検証をさせていただいたものであり、諮問依頼の事項には該当しないと判断いたしておりますので、答申書に盛り込む必要はないと考えております。

なお、市が見直し後の計画書を策定する折には、委員が共通の認識として資料化をいたしましたこの文章は、その前段として市がこれに必要事項を加筆いただくなどして、盛り込んでいただくことに差し支えはないと思います。

また、《主な施策の方向性》の前期分の実施結果は「○」「△」「×」などの判定を小委員会委員なりに評価しておりますので、答申の資料として一覧表に盛り込みました。

3. 「中期目標」、「後期目標」の見直し

当初目標と対比できる表を作成し、項目ごとに見直し案を記載しました。

基本的には現計画を尊重しております。このため、策定時からの年数経過とともに現実的に実施の可能性が少ない事業については、実施手法の見直しや表現方法の変更により、できる限り廃止しない方向で検討継続の期待を込めて残させていただきました。また、新規事業として委員提案させていただいた事業も掲載しております。

4. 計画実施における懸案事項に対する提案並びに意見について

- ・老朽化が進む体育施設の整備充実について
- ・競技スポーツ推進、競技力の向上について
- ・生涯スポーツ社会の実現に向けて

以上の三点については、今後、施策展開を行ううえにおいて大変重要なことであると考えましたので、別紙により「『中期目標』以降の懸案事業に対する提案並びに意見について」として答申いたしたいと考えております。

5. 「はじめに」または「まとめ」において

答申書の冒頭または後記において、答申書作成にあたっての考え方やこれまでの政策に対する講評、見直し案に対する期待などの掲載が必要です。同封いたしました小委員会の審議結果やこれまでの資料を参考としていただきながら、審議会としての考え方、作成方針などを次回の審議会（全体会）において再度ご協議いただきたいと考えております。

また、計画の見直しを行わなければならない理由、背景にあるものについては、市側で作成いただいたものを掲載する予定でおります。

6. 審議会、小委員会開催の経過について

会議事項と審議会において出された意見の抜粋。

審議会全体会及び小委員会において出された委員の意見をカテゴリー化して掲載します。

スポーツ振興審議会への今回の諮問内容について

審議期間 : 平成 20 年 7 月下旬 ~ 平成 21 年 6 月下旬まで

諮問事項 : テーマ「中期目標以降の懸案施策の見直し」

概略 : 名張市スポーツ振興計画は、平成 16 年 9 月策定のため昨今の名張市の生涯スポーツを取巻く環境の変化から、当時の内容のままでは目標達成が困難なものや、表現上不具合なものなどが見受けられます。このため、中期財政見通しなど行財政事情のうえからも無理のない、名張市の実状に即した施策推進がはかれる事業計画の策定を行いたいと考えています。

このことから、審議会の皆さまには、スポーツ振興計画にある中期目標以降の懸案施策の見直しを目的といたしましたご審議をお諮り申し上げます。またご審議の中で、スポーツ施策全般へのご意見や新規事業のご提案も加えていただく余地も十分あろうかと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、本年度が中期目標初年度となっておりますことから、懸案施策の中で早急な事業展開を必要とするものがでてまいりました折には、平成 21 年 1 月中旬をめぐりに中間答申、あるいは審議会からの意見書の提出をいただければ幸いです。

小委員会等の設置 :

諮問内容に経営者感覚や財政事情などを必要とする具体的案件に及ぶことも想定されますことから、有識者を招聘した学習会の開催や、小委員会を設置いただくことを可能といたしたいと考えています。

答申期限 : 平成 21 年 6 月 30 日(火)

改訂版振興計画の策定 : 平成 21 年 8 月、重要施策調査特別委員会に報告予定。

予算措置 : 平成 21 年 10 月の 22 年度当初予算要求以降。

諮問の背景にあるもの :

名張市スポーツ振興計画の「中期以降における懸案施策推進方針の明確化」

名張市スポーツ振興計画の

「中期以降における懸案施策推進方針の明確化」

推進方針を明確化すべき施策

- 1 老朽化がすすむ体育施設の整備充実について
- 2 競技スポーツの推進について
- 3 生涯スポーツ社会実現に向けての市民意識の喚起について

審議会に諮問する背景にあるもの

本年度は、平成 16 年 9 月に策定された名張市スポーツ振興計画における中期目標の実施開始年（平成 20 年度～23 年度）にあたります。

前期計画（平成 16 年度～19 年度）の実施期間を終えた今、振興計画に示されていたこれまでの主な施策の実施状況の検証と評価を行なうとともに、計画策定以後の名張市の生涯スポーツを取巻く環境の変化を捉えれば、中期目標以降における懸案施策の推進方針を見直さなければいけない状況にあります。

とりわけ、昭和 40～50 年代に建設された体育施設は、30 有余の歳月が経過し老朽化による傷みが激しく、大規模なメンテナンスを必要としています。厳しい市の財政事情があるものの、利用者には安全で安心して活動できる環境を提供することが望まれます。

また、競技施設の整備充実をはかることの背景にスポーツ選手の育成が深く関わることを既に現スポーツ振興計画で指摘しています。競技スポーツにおいては、ジュニア期から適正な基礎体力と技術を身につけることやこれに関わる指導者養成の必要性が競技力の向上に結びつくこととされ、その環境を整えることが強く求められているところです。

一般的に、競技スポーツがもたらす効果は、市民のスポーツへの関心を高めることだけにとどまらず、地域の活性化を生みだし、ひいては経済活動に影響を与え、貢献するとも言われています。

体育施設を有効に活用することにより財源の確保や競技力向上という付加価値が生まれるような施設整備となり、その整備計画とリンクした生涯スポーツの具体的な推進方針を明らかにお示しできる中期以降のスポーツ振興施策を策定する必要があると考えています。

なお、新しい名張市総合計画を上位計画と捉えていることから、平成 27 年度を最終年度とした計画の見直しを行なわなければなりません。